問 27　制限行為能力者

はい、ド基礎で点数もらえる問題

エが、参考書どおりの一番簡単な肢。

あのっ、今から被補助人にするって場合は、

判断力が危うい度合いが、ほんのちょっとしかないから、本人の同意がいるんですよ。

余計なお世話になる可能性あるから。

ウの肢

被保佐人の保護者、保佐人に代理権を与える場合、

本人の同意がいる。

なんで？

保佐の審判てのは、

被保佐人がやる重要法律行為に、いちいち保佐人の同意が要るようになるって仕組み。

同意がいるだけで、契約するのは、被保佐人本人の意思が先。

ところが、

保佐人に代理権をつけるってのは強力なオプション。

（つけても、つけなくても、どっちでもいいって意味がオプション。）

保佐人が、被保佐人を食い物にしようと思ったら、できてしまうのが代理権付与だから、本人の同意がいるのだ。